

ティモール海調停とティモール海 海洋境界画定条約に関する一考察

竹内 明里

はじめに

- 1 ティモール海における海洋境界紛争の経緯と争点
- 2 国連海洋法条約附属書V調停
- 3 ティモール海海洋境界画定条約の特徴
- 4 結びに代えて：本調停による境界画定合意到達の特徴

はじめに

2018年3月、ニューヨークの国連本部にて、グテーレス国連事務総長立ち会いの下、ビショップ豪州外務大臣とペレイラ東ティモール国境画定大臣は、両国が向かい合うティモール海における海洋境界画定条約「豪州と東ティモールの間のティモール海における海洋境界画定条約（以下、ティモール海海洋境界画定条約）」に署名をした¹⁾。本条約は、国連海洋法条約附属書Vに基づく調停手続により解決がなされた最初のケースである。この「ティモール海調停（東ティモール対豪州）」は、グテーレス事務総長の挨拶

1) Treaty Between Australia and the Democratic Republic of Timor-Leste Establishing Their Maritime Boundaries in the Timor Sea (the Maritime Boundary Treaty), <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/treaty-maritime-arrangements-australia-timor-leste.pdf> (accessed September 4, 2021)

によれば、「紛争解決への柔軟なアプローチを提供するという海洋法条約起草者たちのビジョンを、さらに前進させた」ものであり、「他の国々が海洋法条約に基づく紛争解決に向けた現実的代替策として、調停を検討するきっかけとなるもの」である²⁾。

両国はティモール海において境界画定を棚上げして鉱物資源の共同開発を行ってきたが紛争を抑え込むことができず、最終的には調停を経て境界画定に至った。本稿では、まず、先行する条約に関する議論などから紛争の争点を明らかにしたのち、調停における当事国の主張や調停委員会のとったアプローチを整理し、ティモール海洋境界画定条約の特徴と調停のとったアプローチの影響を検討のうえ、調停が紛争解決に果たした役割を考えていきたい。

1 ティモール海における海洋境界紛争の経緯と争点

両国間では、2002年に「東ティモールとオーストラリアの間のティモール海条約」(以下、ティモール海条約)を締結し、ティモール海の境界画定を棚上げたうえで、共同開発水域(「共同石油開発水域」)を設定するとともに、同水域の内外(豪州側水域)をまたがるグレーターサンライズ鉱床の共同開発を定めた³⁾。また、それ以前には、東ティモールを占領していたインドネシアと豪州間の条約など、周辺海域において数本の海洋境界に関する条約が締結されている。本章では、こうした先行する条約に関連し、

2) 国際連合広報センター「オーストラリア・東ティモール新海洋境界線協定署名式におけるアントニオ・グテーレス国連事務総長挨拶(ニューヨーク、2018年3月6日)」https://www.unic.or.jp/news_press/messages_speeches/sg/27679/(2018年3月20日配信、2021年9月4日閲覧)

Timor Sea Conciliation (Timor-Leste v. Australia), Permanent Court of Arbitration, <https://pca-cpa.org/en/cases/132/> (accessed September 4, 2021)

3) Timor Sea Treaty between the Government of the Democratic republic of East Timor and the Government of Australia.

当事国の行った海洋境界に関する主張や紛争の争点を検討したい。

(1) ティモール海条約の締結経緯

(あ) 先行条約による周辺海域の境界画定

ティモール海条約以前には、東ティモール及びその周辺について、インドネシア（ティモール島西部及びアラフラ海を領有し、1975年～1999年まで東ティモールを占領）と豪州の間で、海洋境界に関する条約が3本結ばれている。

- ・1972年のティモール島西部及びアラフラ海のインドネシア領と豪州の間の大陸棚境界画定条約（以下、1972年条約。それぞれの海域の境界画定を論じ際には1972年条約（西ティモール）及び1972年条約（アラフラ海）とする）⁴⁾
- ・1989年のインドネシア領東ティモールと北部豪州の間の協力水域に関する豪州とインドネシア共和国間協定(1989)（以下、ティモールギャップ協定）⁵⁾

4) Agreement between the Government of the Commonwealth of Australia and the Government of the Republic of Indonesia establishing certain sea-bed boundaries in the area of the Timor and Arafura seas, supplementary to the Agreement of 18 May 1971, 9 October 1972. 本協定の詳細は以下を参照。V. Prescott, "Report No.6-2(2) Australia-Indonesia (Timor and Arafura Seas)" in J. J. Charney and L. M. Alexander (eds.) *International Maritime Boundaries* vol. II (Netherlands, Martinus Nijhoff Publishers, 1993), pp.1208-1209.

5) Treaty between Australia and the Republic of Indonesia on the Zone of Cooperation in an Area between the Indonesian Province of East Timor and Northern Australia

本協定の詳細は以下を参照。V. Prescott, "Report No. 6-2(5) Australia-Indonesia (Timor Gap)" in J. J. Charney and L. M. Alexander (eds.), *International Maritime Boundaries* vol. II (Netherlands, Martinus Nijhoff Publishers, 1993), pp.1245-1328. C. Schofield, "Minding the Gap: The Australia-East Timor Treaty on Certain Maritime Arrangements in the Timor Sea", *International Journal of Marine and Coastal law*, vol. 22(2007), pp. 189-234. 三好正弘「オーストラリア・インドネシア海底共同開発協定につ

・1997年のインドネシアと豪州の間の排他的経済水域等の境界画定条約（以下、1997年条約。ただし未発効）⁶⁾

まず、豪州とインドネシアは、1972年にティモール島西部及びアラフラ海インドネシア領と豪州の間の大陸棚の境界画定をそれぞれ行った。本条約の交渉過程では、インドネシア側は等距離中間線を、豪州側は、北海大陸棚事件で示された自然延長論に基づく境界画定を主張し、結果として自然延長（ティモールトラフ）による境界画定が行われた⁷⁾。なおティモール島東部（当時はポルトガル領東チモール）沖合は本条約の対象外であり、空白（ティモールギャップ）となった。

その後、1975年のインドネシアによる東ティモール侵攻を受け、国連安全保障理事会が同国に対して即時撤退を求める中（安保理決議384等）、1978年には豪州はインドネシアの東ティモール併合を事実上承認し、ティモールギャップ部分の海洋境界画定交渉を行った。ティモールギャップ部分には、バユ・ウンダン鉱床やグレーターサンライズ鉱床など、石油・天然ガスの豊かな鉱床が存在し、両国の交渉は難航した。交渉では、インドネシアは境界画定に関する国際法の発展を鑑みて等距離中間線を、豪州は引き続き自然延長論の立場からティモールトラフまたは1500メートル等深線を主張して合意に達することができなかった。そこで両国は境界画定を棚上げし、ティモールギャップ部分を共同開発水域（「協力ゾーン」）として鉱物資源の共同開発を図るティモールギャップ協定を締結した⁸⁾。

いて」李国卿編 『アジア・太平洋地域の国際関係：政治・経済・文化の研究』 文真堂、1993年、183-204頁。

6) Treaty between the Government of Australia and the Government of the Republic of Indonesia establishing an Exclusive Economic Zone Boundary and Certain Seabed Boundaries, 14 March 1997

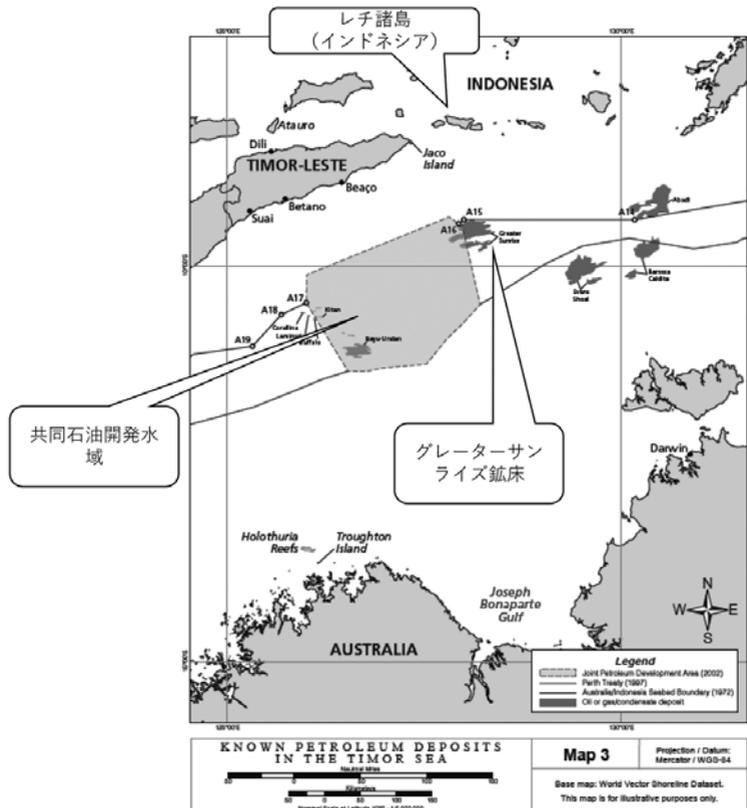
7) Prescott, *supra* note (4), pp. 1208-1209.

8) Prescott, *supra* note (5), pp. 1246-1247. Schofield, *supra* note (5), p. 191. 三好, 「前掲論文」(注5), 185-187頁。

さらに、1997年条約においては、ティモール島全体及びアラフラ海のインドネシア領と豪州の間で排他的経済水域の境界画定が行われたが、この際には等距離中間線が採用されている⁹⁾。

(い) ティモールギャップ協定における共同開発水域（「協力ゾーン」）

地図1：ティモール海条約共同石油開発水域



出典："Report and Recommendations of the Compulsory Conciliation Commission between Timor-Leste and Australia on the Timor Sea" (Permanent Court of Arbitration, Case No 2016-10, 9 May 2018), p.15

ティモールギャップ協定の「協力ゾーン」はチモールトラフ（豪州主張）を北限、ティモール島東部海岸から200海里を南限とする広い水域であり、南北に三分割され、南側（エリアB）は豪州の、北側（エリアC）はインドネシアの管轄下で、中央部分（エリアA）は両国の設置する国際機関により開発管理が行われることとなった¹⁰⁾。なお、「協力ゾーン」外側は、1972年条約境界線の南側は豪州、北側はインドネシアの管轄下におかれることとなる。

「協力ゾーン」の3エリアのうち、ティモール海条約に引き継がれるエリアAの境界設定と収益配分は以下のとおりである¹¹⁾。

・南側境界線（エリアB北側境界）：

ティモール島東部海岸線と豪州北部海岸に点在する海洋地形を基点とする簡略化した等距離中間線¹²⁾。

・北側境界（エリアC南側境界）：

1500メートル等深線。

・東側境界線：

ティモール島東部海岸線とアラフラ海のインドネシア領の島々（レチ諸

9) M. Herriman and M. Tsamenyi, *The 1997 Australia-Indonesia maritime boundary treaty: A secure legal regime for offshore resource development?*, *Ocean Development and International Law*, vol. 29(1998), pp. 361-397

10) Prescott, *supra* note (5), pp. 1245-1253. Schofield, *supra* note (5), pp. 191. 三好, 「前掲論文」(注5) 185-187頁。

11) G. Triggs and D. Bialek, “*The New Timor Sea Treaty and Interim Arrangements for Joint Development of Petroleum Resources of the Timor Gap*”, *Melbourne Journal of International Law*, vol. 3 (2002), pp. 343-345. Schofield, *ibid.* pp. 198-202.

12) 南側境界線の豪州側の基点としては、メルヴィル島 (Melville Island) やバサースト島 (Bathurst Island) のような大きな海洋地形だけでなく、豪州北部海岸付近の小地形や低潮高地も基点としていると考えられる。Prescott, *supra* note (5), pp. 1250-1251.

島)の間の簡略化した等距離中間線。

本境界線はレチ諸島に全部効果を与えたうえで中間線が測定されたため、西側に傾くものとなり、「協力ゾーン」の範囲が狭まった。この結果、グレーターサンライズ鉱床の8割が「協力ゾーン」の外（豪州管轄海域）に配分されることとなった。

・西側境界線：

ティモール島東部海岸線とティモール島西部海岸線との等距離中間線。

本境界線は、ティモール島西部海岸と東部海岸の中間線であるが、東部海岸線のくぼみを反映して東側に傾くものとなり、東側境界線と同様、「協力ゾーン」の範囲が狭まり、豪州側水域が広がった。なお、1990年代には、「協力ゾーン」西側境界線の外・豪州側にて、ラミナリア・コラリナ鉱床が発見され、豪州による開発が行われている。

・収益配分：「協力ゾーン」の収益は両国で等分される。

(2) ティモール海条約と「共同石油開発水域」、収益配分の修正

東ティモール独立後、豪州と東ティモールはティモールギャップ協定の内容を組み込んだティモール海条約を2002年に締結した。新条約においては、(i) ティモールギャップ協定「協力ゾーン」を「共同石油開発水域」として共同開発を継続すること、(ii) 「共同石油開発水域」と豪州側水域にまたがるグレーターサンライズ鉱床の共同開発が行われることになった。

ただし、東ティモールは、新条約交渉においては、「共同石油開発水域」の線引きによりグレーターサンライズ鉱床の大部分が豪州側におかれることに反発し、等距離中間線による境界画定を主張した。このため、新条約では「共同石油開発水域」の収益配分をインドネシア50:豪州50から東ティモール90:豪州10に大幅に変更し、東ティモールの批准をとりつけた¹³⁾。

翌年、グレーターサンライズ鉱床の開発協定（「東ティモールとオーストラ

リアの間のサンライズ鉱床およびトルバドール鉱床に関する協定」(以下「サンライズユニット協定」)が作成されたが、ここでも東ティモールは同鉱床の鉱区配分(「共同石油開発水域」20.9:豪州管轄水域:79.9)を不服として批准を拒否した¹⁴⁾。そこで、鉱区配分を変更せず収益配分を東ティモール50:豪州50と修正する「東ティモールとオーストラリアの間のティモール海の特定の海域の調整に関する条約(CMATS条約)」が結ばれ、東ティモールはサンライズユニット協定及びCMATS条約を批准した¹⁵⁾。ただし、サンライズユニット協定を巡る紛争は、石油開発企業からのグレーターサンライズ鉱床の法的安定性に対する不安を招き、開発停止の事態をもたらした¹⁶⁾。そのため、CMATS条約では、有効期間中(発効から50年またはグレーターサンライズ鉱床の採掘終了より5年)の間は共同開発が継続され、終局的境界画定のための交渉や国際的な紛争解決手続への付託を行えない旨が定

13) V. Prescott and G. Triggs, "Report No. 6-20(1)(2) Australia-East Timor" in D.A. Colson and R.W. Smith (eds.), *International Maritime Boundaries* vol. V, (Brill-Nijhoff, 2005), pp. 3806-3810. Triggs and Bialek, *ibid.*, pp. 328-331. Schofield, *ibid.*, pp. 191-202.

14) Agreement between the Government of the Democratic Republic of Timor-Leste and the Government of Australia relating to the Unitization of the Sunrise and Troubadour Fields.

D. C. Smith, "Report No. 6-20(3) Australia-East Timor" in D. A. Colson and R. W. Smith (eds.), *International Maritime Boundaries* vol. V, (Brill-Nijhoff, 2005), p. 3867.

15) Treaty with the Government of the Democratic Republic of Timor-Leste on Certain Maritime Arrangements in the Timor Sea.

本条約の経緯は以下を参照。D. C. Smith, "Report No. 6-20(4) Australia-East Timor" in D. A. Colson and R. W. Smith (eds.), *International Maritime Boundaries* vol. VI, (Brill-Nijhoff, 2011), pp. 4367-4370. Schofield, *supra* note (5), pp. 195-197, 202-205. 今 英樹「2LNG案件を煩わせた豪州/東ティモール間海洋境界の解決 ～バユ・ウンダン, Gサンライズと大陸棚自然延長説/EEZ中間線論の争い～」『石油・天然ガスレビュー』第40巻(2006年9月)65-69頁。

16) Schofield, *supra* note (5), p. 209. 今, 「前掲論文」(注15), 69ページ。

められた（第4条（以下、モラトリアム条項））。

その後、ティモール海条約体制に基づいて、「共同石油開発水域」内ではバユ・ウンダン鉱床等の開発が行われたが、グレーターサンライズ鉱床については、産出物の輸送や処理について東ティモールと石油開発企業の間で合意に至らず、開発は行われなかった。また、CMATS条約中のモラトリアム条項にもかかわらず、東ティモール国内では、依然として共同開発への不満と等距離中間線による境界画定を求める意見が強く残されていた¹⁷⁾。

（3）豪州と東ティモールの間の海洋紛争の争点

ティモール海条約体制や先行条約の経緯から、豪州と東ティモール間の紛争の争点を整理すると以下ようになる。

（あ）大陸棚の範囲と境界画定基準（「共同石油開発水域」南側・西側境界線）

1972年条約以来、豪州は一貫して自然延長論の立場からティモールトラフまでを自国の大陸棚と主張してきた。これに対して、インドネシアは等距離中間線による境界画定を主張し、国連海洋法条約下で行われた海洋境界画定事件においては、衡平原則が等距離中間線を関連事情で修正するものへと変化したことを受けて、ティモールギャップ協定交渉では主張をさらに強めて譲歩せず、境界未画定のままとなったと思われる。同様の立場をとる東ティモールにとっては、自然延長論に基づく1500メートル等深線と等距離中間線の間を「共同石油開発水域」とすることは、「豪州の時代

17) 同条約批准後、東ティモール国内では、市民団体等が反対の声明を発表している。Schofield, *supra* note(5), pp. 209-215. 山下宜範「豪州・東ティモール国境とガス田開発の収入の配分に係る条約の調印」独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構『石油・天然ガス資源情報』https://oilgas-info.jogmec.go.jp/info_reports/1004762/1007476.html（2018年3月20日更新，2021年9月4日閲覧）

遅れな主張」により、自国の主権的権利の対象となる水域や鉱床が不当に共有されているとも受けとれうる。

(い) 島と海岸線の効果(「共同石油開発水域」の東側・西側境界線)

「共同石油開発水域」で問題視された点として、東側・西側境界線の設定に際しての島や海岸線の効果である。石油開発企業Petrotimor社の顧問を務めていたLowe, Carleton, Wardは、英仏大陸棚事件、チュニジア・リビア事件、カタル・バーレーン事件など、島が境界線に与える影響を制限することが国際判例では確立しているところ、東側境界線はこうした判例から逸脱しており、レチ諸島の効果が半分ないし三分の一で境界画定が行われれば、グレーターサンライズ鉱床の大半は東ティモールの管轄水域に入ると論じた¹⁸⁾。東ティモールの視点からは、国際判例から乖離した方法で設定された東側境界線により同国の利益が損なわれたとみなすこともできる¹⁹⁾。

東ティモールと豪州の間の海洋紛争の争点として、上記のように大陸棚の範囲や境界画定基準、「共同石油開発水域」の境界線への島や海岸線の効果の問題があるが、この背景には、海底資源への需要が存在する。「共同石油開発水域」が狭いほど、その外側の水域(豪州管轄水域)が広くなり、

18) V. Lowe, C. Carleton, and C. Ward, "Opinion in the Matter of East Timor's Maritime Boundaries", La'o Hamutuk (Timor-Leste Institute for Development Monitoring and Analysis), at <https://www.laohamutuk.org/OilWeb/Company/PetroTim/LegalOp.htm> (accessed September 4, 2021)

19) こうした批判に対しては、インドネシアが群島国家であることに着目し、群島国家は群島水域基線から水域を設定していること、太平洋の群島国家間では島の効果を削減せずに境界画定が行われているため、島の効果が削減されないとの指摘もなされている。Triggs and Bialek, *supra* note (11), pp. 345-348. Schofield, *supra* note (5), pp. 199-200. ただし、東ティモールは群島国家ではないため、この指摘の妥当性については検討の余地があろう。

鉱床が豪州に配分される。両国にとってティモール海の豊かな鉱物資源は重要であるが、とりわけ独立したばかりで経済的基盤に乏しい東ティモールにとっては資源からの収益そのものだけでなく、国内での石油関係産業の発展による二次的な経済振興も重要となっているのである。

2 国連海洋法条約附属書V調停

(1) 経緯

国連海洋法条約は、その実効性を確保するために、様々な紛争解決手続を条約内に用意しており、任意手続により解決ができない紛争は強制的紛争解決手続に付託することが可能となっている。海洋法条約発効後、この強制的紛争解決手続は広く締約国により利用され、日本も「豊進丸・富丸事件」（国際海洋法裁判所）、「ミナミマグロ事件」（附属書Ⅶ仲裁裁判所）において当事国となり、関係国との海洋紛争の解決を図ってきた。また、海洋の境界画定に関する紛争も、こうした手続によって解決がなされてきた（例えば、国際海洋法裁判所「バングラデシュ＝ミャンマー海洋境界画定事件」）。

他方、締約国は、境界画定紛争、歴史的湾や歴史的権原に関する紛争、軍事的活動に関する紛争を強制的紛争解決手続から除外する旨を宣言することができる（第298条）。ただし、このうち、海洋境界画定紛争や歴史的湾・歴史的権原に関する紛争（領土主権に関する検討を要する紛争は除く）に関しては、他の国は、附属書V第二節に基づく調停に一方的に付託することができる。多くの国が第289条に基づく宣言を行い、境界画定紛争の付託の回避を図る一方で、この強制調停は有用とも思われるが、過去に、この調停を利用した国はなく、本件が初の事例となった。

東ティモールは2013年に国連海洋法条約を批准した。これに対して、豪州は1994年に同条約を批准していたが、国際裁判にティモール海の海洋境界画定問題が付託されないように、2002年には、ICJの選択条項受諾宣言から海洋境界画定紛争を除外する旨の留保を付すとともに、国連海洋法条

約の拘束力を有する決定を伴う義務的紛争解決手続（第15部第2節）から海洋境界画定紛争を除外する旨の宣言を行った²⁰⁾。また、豪州は、CMATS条約にモラトリアム条項をおくことで、条約有効期間中の現状の維持を図った。

グレーターサンライズ鉱床の開発問題が膠着化する中で、CMATS条約交渉に際しての豪州側による盗聴疑惑が発覚し、東ティモールはティモール海問題について複数のフォーラムにおいて、訴因を変えて豪州を相手取った訴訟を展開した。まず、ティモール海条約の紛争解決規定に基づいて2013年にCMATS条約の合法性を、2015年にパイプラインの管轄権について仲裁に付託した。海洋境界画定については、豪州の上記宣言により司法裁判への付託ができないため、2016年に国連海洋法条約附属書Vに基づく強制調停に申し立てた²¹⁾。

同調停における主な動きは以下のとおりである²²⁾。

・2016年4月11日 調停の付託

20) 国連海洋法条約への宣言は以下に掲載。UNTC, Status of Treaties, Law of the Sea, 6. United Nations Convention on the Law of the Sea https://treaties.un.org/Pages/ViewDetailsIII.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXI-6&chapter=21&Temp=mtdsg3&clang=_en#EndDec (accessed 2021. 9. 4).

ICJの選択条項受諾宣言への留保は以下に掲載。International Court of Justice, Australia Declarations recognizing the jurisdiction of the Court as compulsory <https://www.icj-cij.org/en/declarations/au> (accessed 2021. 9. 4).

21) Report and Recommendations of the Compulsory Conciliation Commission between Timor-Leste and Australia on the Timor Sea (Permanent Court of Arbitration, Case No 2016-10, 9 May 2018) (hereinafter “2018 Report”, paras. 1, 44. E. Exposto, “The Timor Sea Conciliation and Treaty: Timor-Leste’s perspective”, *Australian Yearbook of International Law*, vol. 36 (2019). pp. 48-51. 玉田 大「国連海洋法条約附属書V調停事件（東チモール/オーストラリア）権限抗弁に関する決定（2016年9月19日）」『神戸法学雑誌』第66巻（2017年），127-128頁。

22) 本調停及び委員会報告の訳文は以下を参考にした。青木 隆「東ティモール

- ・ 2016年 9月19日 調停委員会の権限確認決定
- ・ 2016年10月21日 ティモール海条約に基づく2件の仲裁手続の停止
- ・ 2017年 8月30日 「包括的一括合意非公式案（Comprehensive Package Agreement）」（8月30日合意）の回付
- ・ 2017年10月13日 8月30日合意を公式化する最終条約案に両国が仮署名
- ・ 2018年 3月 6日 ティモール海海洋境界画定条約に両国が署名
- ・ 2018年 5月 9日 関連する事実や法律問題、委員会の勧告等をまとめた「義務的調停委員会の報告及び勧告」（以下、「委員会報告」）を発表
- ・ 2019年 8月30日 ティモール海海洋境界画定条約を両国が批准

本調停では、まず、委員会による権限確認後、当事国間の信頼醸成を図る措置が行われ、CMATS終了の合意とティモール海条約に基づく仲裁の手続停止が行われた。その後、当事国の主張の検討や協議が行われて8月30日合意、さらに最終的な条約案が作成された。

（2）調停における議論

（あ）当事国の当初の主張

調停において特に争われたのが、南側境界線と東側境界線の画定基準である。

討議の中で、東ティモールは以下のように主張した。この主張によれば、グレーターサンライズ鉱床は東ティモールの大陸棚に組み込まれることとなる²³⁾。

とオーストラリアとの間のティモール海境界条約」清和法学研究第24巻（2019年）105-138頁。

23) Presentation of Sir Michael Wood, Opening Session Transcript (29 August 2016), pp. 37-47. “2018 Report”, paras. 231-233.

・南側境界線：豪州北部海岸の島やリーフを関連事情として考慮しない等距離中間線

・東側境界線：東ティモール海岸線とアラフラ海インドネシアの島々の中間線を、インドネシアの島々の効果を弱めて東側に修正した線。「共同石油開発水域」東側境界線よりもさらに東側に線引きされる。

・西側境界線：ティモール島西部と東部海岸線の中間線を、東ティモールの海岸線のくぼみを考慮して主張した線。「共同石油開発水域」西側境界線よりもさらに西側に線引きされる。

豪州は、物理的にティモールトラフまでは豪州大陸棚であるとし、東側・西側境界線は1972年条約、ポルトガル領東ティモール時代のコンセッション付与水域、ティモールギャップ協定といった先行条約の境界線と同一であり、「歴史的中間線」としての維持を主張した²⁴⁾。

また、東ティモールは大陸棚と排他的経済水域について単一の境界線を、豪州は別個の境界線を主張した。

(い) 調停委員会による検討

委員会は、両当事国と連動するにあたり、(i) ティモール海の海底は単一の大陸棚か、二つの別個の大陸棚か、(ii) 大陸棚に関する海洋法の進化（特に1958年大陸棚条約と国連海洋法条約における大陸棚に対する主権の権利の差異）、(iii) 地質的及び地形的要因の関連性、(iv) 自然延長論と距離基準の相互関係、(v) 中間線算定のための関連する基点や暫定的中間線を調整する関連事情、(vi) 第三国の影響、(vii) 先行条約の効果、(viii) 歴史的権利の主張など、広範な論点を探究した²⁵⁾。

そのうえで、委員会は、友好的解決達成のために次のようなアプローチをとった。

(i) 両国が見解を異にする海洋境界画定に関する法について、委員会

24) Presentation of Justine Gleeson, Opening Session Transcript (29 August 2016), pp. 94–98. “2018 Report”, paras. 234–235.

25) *Ibid.*, para. 236.

が断定的な意見を表明しない²⁶⁾。

(ii) 両国が大きく関心を抱くグレーターサンライズ鉱床については、境界画定と開発を切り離す。境界線は同鉱床の開発に影響を与えず、同鉱床を横断するような境界線の線引きをしても不衡平でも海洋法条約違反でもないとの立場をとり、境界画定を行う²⁷⁾。同鉱床の開発は、グレーターサンライズ特別制度を構築して行う²⁸⁾。

(iii) その他、委員会は、東ティモールの海域は先行条約により制限されないこと、中間線を修正しうる関連事情が存在すること、大陸棚と排他的経済水域の境界画定は単一の線で行うとの立場に立った²⁹⁾。

上記のようなアプローチの下、調停委員会と両当事国の間で協議が行われ、8月30日合意においては、境界線案、グレーターサンライズ鉱床特別制度の要素や利益配分などが決定され、最終的なティモール海海洋境界画定条約へとつながった。

3 ティモール海海洋境界画定条約の特徴

ティモール海海洋境界画定条約では、海洋境界画定、グレーターサンライズ特別制度等が定められた。

(1) 海洋境界画定（第2条、第4条）

海洋境界については、南側境界線は大陸棚・排他的経済水域の共通単一境界線となり、東側・西側については大陸棚のみの境界線となっている。

・南側境界線（大陸棚・排他的経済水域の共通単一境界線）

26) *Ibid.*, para. 237.

27) *Ibid.*, para. 240.

28) *Ibid.*, para. 241.

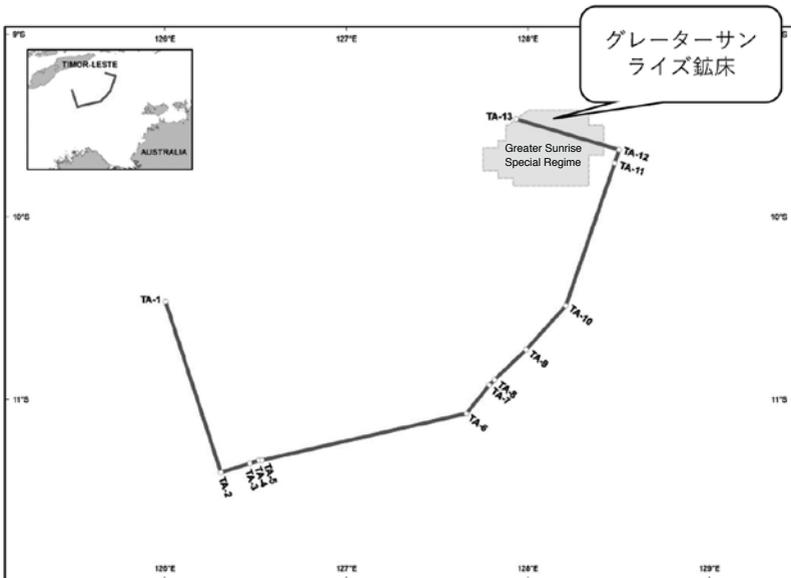
29) *Ibid.*, para. 241.

一部は両国の海岸線からの中間線を、一部は中間線を北側に修正した線を設定³⁰⁾。両端は1997年条約境界線につながる。

・西側境界線 (大陸棚のみ)

南側境界線の西端から1972年条約境界線 (西ティモール) の東端へ至る線を設定。「共同石油開発水域」西側境界線よりも西側に線引きがなされたが、東ティモールが提示した線よりは東側に設定された。本境界線はバッファロー鉱床とラミナリア・コラリナ鉱床の間を通り、前者は東ティモールに、後者は豪州側に配分されることになった³¹⁾。

地図2：豪州=東ティモール海洋境界線



出典：Treaty Between Australia and the Democratic Republic of Timor-Leste Establishing Their Maritime Boundaries in the Timor Sea (the Maritime Boundary Treaty), <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/treaty-maritime-arrangements-australia-timor-lemte.pdf>

30) *Ibid*, para 261.

31) *Ibid*, para 262.

・東側境界線（大陸棚のみ）

南側境界線の東端から始まり「共同石油開発水域」東側境界線よりも東側を特定の地点（TA5）まで延び、そこから曲がって1972年条約（アラフラ海）西端まで延びる線を設定³²⁾。TA5から1972年条約（アラフラ海）西端までの間は、グレーターサンライズ鉱床を横切っているが、この線引きは資源からの収益の配分にほぼ合致するように鉱床を分割させるものとして説明されている³³⁾。そのほかの線は東ティモールとインドネシアの島々の中間線を関連事情で修正したものと考えられるが、調停委員会は関連事情や中間線の測定方法を特段示さなかった³⁴⁾。

(2) グレーターサンライズ特別制度（第7条）

グレーターサンライズ鉱床については、第7条及び附属書Bにより設定されるグレーターサンライズ特別制度により共同開発が進められる。附属書Bでは、開発管理や収益配分の選択肢（産出物を輸送するパイプラインが東ティモール沿岸を出口として設置される場合は東ティモール70：豪州30、豪州沿岸を出口として設置される場合は東ティモール80：豪州20）が定められ、パイプラインの行き先等の詳細は運用にゆだねられる。

また、両国はグレーターサンライズ特別制度水域（附属書C）において、国連海洋法条約第77条に基づく沿岸国としての権利を共同行使することとなった。なお、同制度終了後（鉱床の商業的枯渇）は、境界線に基づいて両国は権利を行使することとなる。

(3) その他

その他、本条約では、第三国（インドネシア）との境界画定や鉱床の枯

32) *Ibid.*, para. 263.

33) Comprehensive Package Agreement of 30 August 2017, p. 2.

34) Y. Tanaka, "Maritime Boundary Delimitation by Conciliation", *Australian Yearbook of International Law*, vol. 36 (2019). pp. 75-76.

渴の場合の大陸棚境界線の修正(第3条), 境界をまたがる資源の扱い(第8条), 先行条約(ティモール海条約及びサンライズユニット協定)の終了(第9条)等の規定をおいている。

4 結びに代えて: 本調停による境界画定合意到達の特徴

ティモール海海洋境界に関し, 先行条約と調停における紛争の争点, 調停委員会をとったアプローチ, ティモール海海洋境界画定条約の特徴を検討してきたが, 最後に調停委員会のアプローチの境界画定への影響を検討し, 海洋境界画定紛争の解決において調停が果たす役割を考えたい。

本調停の申立の時点では, 両国の大陸棚の範囲に対する主張は強固であり, 境界画定問題に関して両国の関係は友好的なものではなかった。このため, 調停委員会は, 信頼醸成に重きをおいて手続を進めるとともに, 非法的要素の検討や, 境界画定と鉱床の開発の切り離しなどのアプローチにより国連海洋法条約第74条, 第83条に合致した「衡平な解決」を目指した³⁵⁾。

(1) 境界画定に関する法の判断の回避

調停委員会は, 境界画定方法に関する両国の主張が強固であることに鑑み, 委員会として, 海洋境界画定に関する法について断定的な意見を表明しないとの立場をとった。このため, 委員会報告においても, 自然延長論・等距離中間線+関連事情のどちらが現時点での国際法として確立し妥当であるという判断は示されていない³⁶⁾。委員会は海洋境界画定に関する法的

35) “2018 Report”, paras. 285–290.

36) また, 8月30日合意や委員会報告においても, 「中間線」に言及があるもの(南側境界線), 中間線を修正した関連事情や基点, 島の効果や海岸線の考慮等は説明されておらず, 委員会による法的評価は明かされていない。

判断を回避することで、当事国に合意から得られる利益に集中させて妥協を引き出すことに成功したが、これは司法裁判ではなしえない、調停ならではのものであったといえる³⁷⁾。

(2) 非法的要素：資源の考慮

調停委員会は、両国の主張の根本に主要な鉱床（特にグレーターサンライズ鉱床）に対する関心があることを踏まえて、境界画定とグレーターサンライズ鉱床の開発制度を切り離すとともに、境界線の線引きにおいても、資源分布を考慮している。

(あ) 境界線の設定

西側境界線はバッファロー鉱床とラミナリア・コラリナ鉱床を両当事国に配分するように、東側境界線は収益配分にほぼ合致するように鉱床を分割させるように設定されている。

また、東側・西側境界線とともに、鉱床の商業的枯渇までの間の暫定的なものであり、枯渇後は修正される旨の条項（第3条）も、両境界線が資源の配分を主眼に設定されたものであることを示しているといえよう。

(い) グレーターサンライズ鉱床における共同開発制度の導入

本調停の背景には、ティモール海条約体制におけるグレーターサンライズ鉱床の共同開発の失敗が存在する。調停委員会は境界画定から同鉱床の開発を切り離し、改めて共同開発体制を構築することにより、合意到達の

37) D. Tamada, “The Timor Sea Conciliation: The Unique Mechanism of Dispute Settlement”, *European Journal of International Law*, Volume 31 (2020), pp. 338-339. 繁田泰宏, 「『海洋の衡平利用原則』の構想——2015年チャゴス仲裁と2018年ティモール海調停を手がかりに——」 芹田健太郎・坂元茂樹・葉師寺公夫・浅田正彦・酒井啓亘 (編) 『安藤仁介先生追悼 実証の国際法学の継承』 信山社, 2019年, 835-841頁。

実現を図った。境界画定に際して、境界線付近の一部水域を共同開発水域とする手法は、これまでも、フランス・スペイン間条約、アイスランド・ノルウェー間条約、赤道ギニア・ナイジェリア間条約でもとられてきたが、本調停においても、両国の合意を達成するために有効に機能したものと言える³⁸⁾。

大陸棚は資源を指向する水域でありながら、司法裁判においては、境界画定に際して鉱床の分布等の経済的要素は殆ど考慮されることがない³⁹⁾。本件調停において資源についての考慮が行われたことも、境界画定方法を巡る見解の相違の奥にある真の紛争を解決する糸口になったと評価することができる。

調停は、法の解釈と適用のみによるのではなく、非法的な要素等を含めて検討することで、柔軟に紛争を解決できるという利点がある。しかし、本件以前に海洋境界画定において調停が利用されたのは、ヤン・マイエン事件（アイスランド対ノルウェー）のみであった⁴⁰⁾。大陸棚や排他的経済水域を巡る紛争が増加する中で、国連海洋法条約附属書V調停の利用可能性を示した点で、本調停は意義を有すると思われる。

本調停は長年の境界画定紛争を解決したのものとして一定の評価を得ているが、しかし、すべての問題を解決したわけではなく、グレーターサンライズ特別制度の評価については今後の運用を待たなくてはならない⁴¹⁾。パ

38) Tanaka, *supra* note (34), pp. 77–81. Y. Tanaka, Predictability and Flexibility in the Law of Maritime Delimitation (2nd ed.) (2019), Hart Pub Ltd., pp. 388–389.

39) Tanaka, *ibid.* p. 423.

40) 富岡仁、薬師寺公夫「ヤン・マイエン調停事件」、薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦・酒井啓亘（編）『判例国際法〔第3版〕』、東信堂、2019年、572頁。

41) V. Becker-Weinberg, “Maritime Boundary-making and Improving Ocean Governance in Timor-Leste”, *Ocean Yearbook Vol. 34* (2020), p. 122.

イブラインの行き先など、具体的な開発の方法は両国及び実際に開発を行う合弁事業体の間で決定されることとなったが、当事者間の意見の対立は深く、調停の終結（ティモール海海洋境界画定条約署名日）までに合意に至っていない⁴²⁾。ティモール海条約体制下では、グレーターサンライズ鉱床の開発方法を巡り東ティモールと合弁事業体が合意に至らず、開発が行われないままであったが、この事態がまた繰り返される可能性がある。大陸棚の共同開発は、境界画定紛争を解決させる機能を有するが、全ての紛争を解決する万能薬ではない。共同開発の成功は政治的、経済的な諸事情に左右されるとともに、当事国は（本来は排他的であるはずの）資源に対する主権的権利の他国との共有を受忍し、協力をする強い意思が必要となる⁴³⁾。本調停が成功したと評価されるためには、両国及び関係者の努力が引き続き必要となるであろう。

（崇城大学総合教育センター准教授）

42) “2018 Report”, paras. 297. 山下, 「前掲論文」(注17)。

43) R.R. Churchill, “Joint Development Zones; International Legal Issues” in H. Fox (ed.) *Joint Development of Offshore Oil and Gas*. vol. II, (London, British Institute of International and Comparative Law, 1990), p. 67. I. Townsend-Gault and W.G. Stormont, “Offshore Petroleum Joint Development Arrangements: Functional Instrument? Compromise? Obligation?” in G. Blake, W. Hildesley, M. Pratt, R. Ridley, and C. Schofield (eds.), *The Peaceful Management of Trans-boundary Resources*, (London, Graham & Trotman 1995), pp. 52-53. なお、ティモール海海洋境界画定問題については、本稿提出後に出版された拙稿「島をめぐる係争水域の共同開発に関する一考察」『島嶼研究ジャーナル』第11巻1号（2021年10月）も参考にされたい。